

令和6年度財政援助団体等監査の結果に関する報告について（公表）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を公表します。

令和7年3月4日

三浦市監査委員 長 治 克 行
三浦市監査委員 長 島 満理子

令和 6 年度
財政援助団体等監査結果報告書

三 浦 市 監 査 委 員

令和6年度財政援助団体等監査結果報告書

【 監査の目的 】

本市が出資している団体の当該出資に係る出納その他の事務が、出資の目的に沿って執行されているか及び、関係法令等に従い執行されているかどうかを監査する。

1 監査の基準

三浦市監査基準（令和2年三浦市監査委員告示甲第1号）に準拠し監査した。

2 監査等の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査（出資団体監査）

3 監査の対象団体等

- （1）対象団体 三崎マリン株式会社（以下「三崎マリン(株)」という。）
- （2）所管部局 三浦市経済部海業水産課（以下「海業水産課」という。）

4 監査の対象範囲

令和5年度の出資に係る出納その他の事務の執行

なお、監査を実施する過程において必要があると判断した部分に関しては、一部他の年度分についても監査対象とした。

5 監査の実施期間

令和6年12月2日から令和7年1月27日まで

6 監査の実施場所

- （1）三浦市役所第2分館2階監査委員事務局
- （2）三崎マリン(株) 会議室

7 監査の主な実施手続

- （1） 監査対象団体等から提出された監査資料等により、当該団体の内部統制の整備状況及び運用状況を確認するとともに、監査対象事務事業のリスクを識別し、当該リスクの内容及び程度を検討した上で、提出された書類・帳票等の中からリスクの高いと思われる項目を優先的に選定し、帳簿突合その他必要と認める監査手続により実施した。
- （2） 監査資料及び書類の調査結果、不明な事項は関係職員に質問を行った。
- （3） 次の「8 監査実施上着眼点」及び「9 重点監査項目」を主眼として、三浦市監査基準に準拠して実施した。

8 監査実施上の着眼点

- （1） 所管部局（海業水産課）
 - ア 出資目的（公益性）及び出資金額等は妥当か。

- イ 出資金等の支出手続は適正か。
 - ウ 株式又は出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。
 - エ 株券等の保管は良好か。
 - オ 出資者としての権利行使は適切に行われているか。
 - カ 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。
 - キ 増・減資等はあるか。また、配当金は確実に収入されているか。
- (2) 監査対象団体（三崎マリン(株)）
- ア 定款（寄附行為）並びに経理規程等諸規程は整備されているか。
 - イ 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
 - ウ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
 - エ 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
 - オ 経営成績及び財政状態は良好か。
 - カ 関係帳票の整備、記帳は適切か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
 - キ 会計経理及び財産管理は適切か。
 - ク 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。

9 重点監査項目

- (1) 現金及び預金（有価証券を含む）の管理は適切か。

10 監査の結果

上記1から9までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の出資に係る出納その他の事務の執行が、当該出資の目的に沿って行われていると認められた。

引き続き、適正な事務の執行に努められたい。

(以上)